生物多様性と消費　ウナギとIUU(違法・無報告・無規制)漁業

◉ ウナギの減少

ウナギ属のうち、絶滅のおそれが最も高いのは、ノルウェーから黒海・地中海沿岸に分布するヨーロッパウナギで、IUCNのレッドリストでは絶滅危惧種ⅠA類（EN）に分類されています。2007年に開催されたワシントン条約第14回締約国会議（CoP14）において、附属書Ⅱ（国際商取引に輸出許可が必要）に掲載されました。そしてEUはウナギを保全する法律を制定し、漁業や川の連続性、公害等の問題に取り組んできました。しかしヨーロッパウナギの生息数は減少したため、EUは2011年から輸出割り当てをゼロにしました。

一方、東アジアに分布するニホンウナギと、大西洋沿岸に分布するアメリカウナギは絶滅危惧種ⅠB類（EN）に分類されていますが、ワシントン条約による規制の対象にはなっていません。

◉ 常設委員会の議題に

2016年に開催されたワシントン条約締約国会議（CITES CoP17）では、ヨーロッパウナギの附属書掲載の効果と淡水ウナギ16種の貿易と管理に必要な情報を独立した機関が調査することが決まりました（Dec.17.186）。この決定では第29回動物委員会（2017年7月開催）と第30回（2018年7月）の委員会に調査の内容を報告することになっていましたが、第29回動物委員会の後に調査を委託するコンサルタントと契約したという進行状況です。

2017年11月27日～ 12月1日までジュネーブで開催される常設委員会に向け、EUからヨーロッパウナギの違法取引に関する文書が提出されました[1]。それによるとEU内での密漁、EU外との違法輸出入、とくにシラスウナギの輸出があり、組織化された密輸犯罪ネットワークがあると指摘しています。そして2016－17年の漁期では、EUから中国へ10tのウナギ（1000万ユーロ・約13億円相当）が密輸されたと考えられています。またEUの法執行機関、ユーロポールは、2016－17年の漁期に48人を逮捕し、4000キロのウナギを押収している。

◉他のウナギでも密漁が

ニホンウナギについては、2015年から日本、中国、台湾、韓国で養鰻池に入れるシラスウナギの量に上限を設けていますが、実際に池入れする量は上限値を下回り、資源管理に役立っていません。また近年、日本が輸入しているシラスウナギの80％はシラスウナギ漁を行っていない香港からで、台湾から香港に密輸されたものであることが報道されています[2]。

アメリカウナギについても、2016年10月に米国東海岸でのシラスウナギの密漁をした7人がレーシー法（違法に捕獲・採取された野生生物の取引を規制する米国の法律）違反で起訴され[3]、2017年にもシラスウナギの密漁で起訴がありました。2012年のシラスウナギ高騰を受けて米国で起きたウナギ版ゴールドラッシュ以降も、シラスウナギ漁 をめぐる密漁・違法取引が続いています[4]。

◉ IUU漁業への厳しい目

一方、IUU(違法・無報告・無規制)漁業への対策は優先すべき課題と認識されています。SDGs（国連持続可能な開発目標）の目標14．4として「2020年までに、漁獲を効果的に規制して、乱獲やIUU漁業および破壊的な漁業慣行を撤廃」が上がっています。そして流通・消費の側からIUU漁業による水産物を売買しないようにする動きが大きくなっています。ワシントン条約の決定に基づいて2018年の動物委員会に提出されるウナギに関する報告書は、IUU漁業問題の点からも注目されます。

ワシントン条約第69回常設委員会に向け、Greenpeace Japan、日本自然保護協会他の協力を得て JWCSが編集した『ニホンウナギの生息状況と日本におけるウナギ養殖・販売の現状』。
全文ダウンロード
http://www.jwcs.org/data/JP_EelsinJapan2017.pdf

[1] Illegal Trade in Anguilla anguilla　(SC69 Doc. 47.2)　https://cites.org/sites/default/files/eng/com/sc/69/E-SC69-47-02.pdf
[2] JWCS (2017)「ニホンウナギの生息状況と日本におけるウナギ養殖・販売の現状」p3,4
[3] Department of Justice　"Seven Men Plead Guilty for Illegally Harvesting and Selling American Eels" October 6, 2016
https://www.justice.gov/opa/pr/seven-men-plead-guilty-illegally-harvesting-and-selling-american-eels
[4] ナショナルジオグラフィック「ウナギ版ゴールドラッシュに狂奔する漁師たち 特別レポート：米国ウナギビジネスの闇 (2)」2017年6月21日付
http://natgeo.nikkeibp.co.jp/atcl/news/17/062000230/?P=1

JWCS　認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会
設立：1990年　NPO法人格取得：2001年　認定取得：2014年
表紙：アフリカノロバ
JWCS通信 2017年度通巻82号
2017年11月発行
発行人＝安藤元一
編集＝鈴木希理恵
デザイン：土肥優子

名誉会長：小原秀雄（女子栄養大学名誉教授）会長：安藤元一（ヤマザキ学園大学教授）副会長：小川潔（東京学芸大学名誉教授）森川純（酪農学園大学名誉教授）
事務局長：鈴木希理恵　理事：永石文明（㈱エコロジーバス）　並木美砂子（帝京科学大学教授）古沢広祐（国学院大学教授）
監事：磯田厚子（女子栄養大学教授）　顧問：岩田好宏（元・中学高校教諭）山極壽一（京都大学総長）

〒180-0022
東京都武蔵野市境1-11-19 モウトAPT102
Tel&Fax: 0422-54-4885
E-mail：info@jwcs.org　http://www.jwcs.org

［会費・寄付のご送金先］
郵便振替　００１６０－９－７１５１４５
加入者名　野生生物保全論研究会
正会員年間　５０００円

IUCN Member
United Nations Decade on Biodiversity